

「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン及び解説の改正案に対する意見募集」において提出された意見  
及びそれらに対する総務省の考え方（案）

1. 意見募集期間：令和 4 年 1 月 22 日（土）～令和 4 年 2 月 21 日（月）
2. 意見提出者数 合計 16 件（事業者・団体 2 者（一般社団法人日本民間放送連盟 3 件、株式会社 NTT ドコモ 1 件）、個人 12 件）

※ 考え方において、放送分野ガイドラインは、「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン」のことをいう。

意見	考え方（案）
<p>意見 1 - 1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 当連盟は、本年 1 月 19 日開催の総務省「放送分野の視聴データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」（以下、視聴データ検討会）第 5 回会合において、昨年 12 月に公表した「視聴データの取り扱いに関する基本的考え方」に基づき、「視聴データの適切な活用は視聴者のニーズ、利便性を向上させ、豊かな放送文化の実現に寄与する」「放送の媒体価値向上の有力な手段となる」と、視聴データ利活用の意義を説明しました。</li> <li>● 当連盟の会員テレビ各社は、上記の「基本的考え方」に基づき、法令の遵守及び視聴者のプライバシー保護を大前提として、視聴者への告知やガバナンスの徹底といった具体的施策に取り組んでまいります。</li> <li>● 本ガイドラインの改正が会員テレビ各社による視聴データの適切な活用に資する内容となるよう要望します。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>	<p>放送分野ガイドラインの改正を踏まえ、視聴者のプライバシーの保護と放送事業者等における活用のバランスを両立しつつ、放送事業者等において、視聴データの取扱いが行われることが適切であると考えます。</p>
<p>意見 1 - 2 （適正な取得） 第 8 条第 2 項第 7 号</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 本案において記載の「外国」は、「外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）」と定義されていますが、本年 4 月 1 日に施行される改正個人情報保護法（以下、改正法）第 28 条第 1 項における「外国」の定義は、「外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条及び第 31 条第 1 項第 2 号において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報</li> </ul>	<p>放送分野ガイドライン第 8 条第 2 項第 7 号は、個人情報保護法第 20 条第 2 項第 7 号・個人情報保護法施行規則第 6 条を根拠とする規律であるところ、個人情報保護法施行規則第 6 条第 2 号の「外国」について、「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規</p>

<p>保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条及び同号において同じ。)」となっています。</p> <p>● 本案の「以下同じ。」という定義で受信者情報取扱事業者に不都合が生じることがないかの確認を求めるとともに、改正法と平仄を合わせる趣旨で、適用除外となる「外国」を定義した後者の括弧書きを追加することを要望します。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>	<p>則で定めるものを除く。」とはされていないことから、放送分野ガイドライン第 8 条第 2 項第 7 号についても、原案どおりとします。</p> <p>他方、放送分野ガイドライン第 18 条、第 20 条第 3 項第 3 号並びに第 21 条については、個人情報保護法と平仄をあわせる形で、当該各条項における「外国」について、個人情報保護法令に基づき、「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報」の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。」こととします。具体的には、放送分野ガイドライン第 18 条第 1 項を次のように修正することとします。</p> <p>(修正後)</p> <p>第 18 条第 1 項</p> <p>外国(個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として規則第十五条に定めるものを除く。以下この条、第二十条第三項第三号及び第二十一条において同じ。)</p>
<p>意見 1 - 3 (視聴者特定視聴履歴) 第 42 条第 2 項</p> <p>● 本案において、本人の同意を得られていない場合における視聴者特定視聴履歴の利用目的について、①放送の受信、放送番組の視聴又は放送番組の視聴に伴い行われる情報の電磁的方式による発信若しくは受信に関し料金又は代金の支払を求める目的、②統計の作成の目的、</p>	<p>放送分野特有の上乗せ規定については、本検討会において今後検討することとしており、御意見は、今後の放送分野ガイドライン改正に当たっての参考とさせていただきます。</p>

<p>③匿名加工情報の作成の目的という範囲に制限されていますが、改正法の趣旨に照らして、「④仮名加工情報の作成の目的」を加えることを要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 改正法において仮名加工情報が新設された趣旨は、匿名加工情報に比してより簡便な加工により得られる新たな個人情報の類型を設けることで、我が国の民間事業者におけるデータの利活用、ひいてはイノベーションの促進を図る点にあります。</li> <li>● 民放事業者としても、仮名加工情報の利活用に関して、2021年度総務省実証事業において、視聴者のプライバシー確保とデータとしての有用性維持の両面から有識者を交えて確認してまいりました。</li> <li>● 仮名加工情報の取扱いは「視聴データ検討会」において今後継続的に検討されると承知していますが、視聴者の安心安全と利活用を促進する有効な手段と考えていますので、「視聴データ検討会」で積極的に検討いただき、本ガイドラインに記載いただくことを要望します。</li> </ul> <p>【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>	
<p>意見 2 [意見対象箇所] 3-8 個人関連情報の第三者提供の制限等（第 21 条関係） 3-8-2-1 本人の同意（別紙 2 123 頁） 「第 21 条第 1 項第 1 号の「本人の同意」とは、個人関連情報取扱事業者である受信者情報取扱事業者が第三者に個人関連情報を提供し、当該第三者が当該個人関連情報を個人データとして取得することを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう。同号の同意の取得に当たっては、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示した上で、本人の同意の意思が明確に確認できることが必要である。 また、本人の同意は、必ずしも第三者提供のたびに取得しなければならないものではなく、本人が予測できる範囲において、包括的に同意を取得することも可能である。」</p> <p>3-8-2-2 同意を取得する主体（別紙 2 123 頁乃至 124 頁） 「第 21 条第 1 項第 1 号の「本人の同意」を取得する主体は、本人と接点を持ち、情報を利用する主体となる提供先の第三者であるが、同等の本人の権利利益の保護が図られることを前提に、同意取得を提供元の個人関連情報取扱事業者である受信者情報取扱事業者が代行することも認</p>	<p>放送分野ガイドラインにおいて、放送受信者等の個人関連情報である視聴者非特定視聴履歴の取扱いについて、他の個人関連情報の取扱いと特段の違いはありません。（資料 5-1 の 13 ページは、個人関連情報の一つとして、視聴者非特定視聴履歴について、当該規律が適用されることを紹介したものです。） なお、放送分野ガイドライン第 42 条は、視聴者特定視聴履歴についての規律であり、視聴者非特定視聴履歴についての規律ではありません。</p>

められる。

提供先の第三者による同意取得の場合であっても、提供元の個人関連情報取扱事業者である受信者情報取扱事業者による同意取得の代行の場合であっても、個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する主体、対象となる個人関連情報の項目、個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得した後の利用目的等について、本人が認識できるようにする必要がある。

(1) 提供先の第三者による同意取得の場合

提供先の第三者が、個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する主体として、本人に対して、対象となる個人関連情報を特定できるように示した上で同意を取得しなければならない。

個人関連情報を個人データとして取得した後の利用目的については、提供先の第三者において第9条により通知又は公表を行う必要があるが、提供先において同意を取得する際には同時に当該利用目的についても本人に示すことが望ましい。

(2) (略)

[意見]

「放送分野の視聴データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」第5回配布資料「資料 5-1 放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン及び解説 改正(案)概要」13頁において、個人関連情報の第三者提供規制に関する放送分野ガイドライン改正案の概要として、「なお、第三者が放送受信者等の個人関連情報である視聴者非特定視聴履歴(※)を、放送受信者等の個人データとして取得することが想定される場合は、当該規定が適用されることとなる。(※)視聴者非特定視聴履歴(視聴者個人関連情報(視聴に伴って収集される個人に関する情報であって、個人関連情報であるものをいう。)であって、特定の日時において視聴する放送番組を特定することができるものをいう。)」との記載があるところ、ガイドライン改正案においては、「放送受信者等の個人関連情報である視聴者非特定視聴履歴」に関して、他の個人関連情報と取扱いを異にする必要性について格別に言及されていないことから、提供先が提供元にとっては「放送受信者等の個人関連情報である視聴者非特定視聴履歴」を個人データとして取得する際の「本人の同意」の取得時における本人に対する説明内容その他同意取得方法に関して、「放送受信者等の個人関連情報である視聴者非特定視聴履歴」と他の個人関連情報とで規律上の格別な違いは無いという理解でよろしいでしょうか。

<p>すなわち、提供先が、提供元にとっては「放送受信者等の個人関連情報である視聴者非特定視聴履歴」に該当するデータを個人データとして取得する場合、提供先において当該取得する個人データは「視聴者特定視聴履歴」に該当することとなると考えられるところ、「視聴者特定視聴履歴」の取扱いに関する同意の取得方法については、「視聴者特定視聴履歴」の特性を踏まえた様々な配慮が必要となるとされており（ガイドライン改正案 7-3-2-1 視聴者特定視聴履歴に係る利用目的の制限（第42条第2項）（別紙2211頁乃至212頁））、かつ不同意者に対する受信の拒否等の禁止（第42条第3項）やオプトアウト対応（第42条第4項）等の義務が課されていることとの兼ね合いから、提供先が提供元にとっては「放送受信者等の個人関連情報である視聴者非特定視聴履歴」を個人データとして取得する際の「本人の同意」の取得時において、「視聴者特定視聴履歴」の取扱いに関する同意の取得方法と同等の方法によることや、オプトアウト対応等が求められるというものではないという理解でよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	
<p>意見3  &lt;意見対象&gt;  第3条第4号「収集される」  &lt;意見&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「収集される」と「取得」する（第8条第2項ほか）は同じ意味という理解でよいか。仮にその理解でよければ、第3条第4号は「視聴に伴って取得される」か「視聴に伴って直接又は間接に取得される」に変更すべきと考える。</li> <li>・もし「収集」と「取得」とが違う意味であるならば、その違いを説明していただきたい。</li> </ul> <p>&lt;意見の理由&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同じガイドラインの中に「取得」と「収集」という用語が現れているものの、同じ意味のように思われる。解釈上混乱を招きかねない。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>御指摘を踏まえ、次のように修正することとします。  （修正後）  第3条第4号  視聴者個人情報 視聴に伴って取得される個人に関する情報であって、個人情報であるものをいう。</p>
<p>意見4  [意見対象箇所]  第8条第2項第7号 「外国において学術研究機関等に相当する者」  [意見]</p>	<p>放送分野ガイドライン解説は、個人情報保護法に基づき、放送に特有の事情等に鑑みて必要となる規定について、その解説を示しているものです。本規定は、現時点では放送固有の規定</p>

<p>「外国において学術研究機関等に相当する者」に該当する者の例（代表的な機関名）をガイドラインの解説に記載していただきたい。</p> <p>[理由] 外国のどの機関を主に想定した記載か不明なため。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>を設ける必要はないと認識していることから、個人情報保護法ガイドライン（通則編）と同等の内容を放送分野ガイドライン解説に示しているものです。</p>
<p>意見 5</p> <p>[意見対象箇所] 解説案 p 5 6 第 8 条第 2 項第 7 号 「外国において学術研究機関等に相当する者」</p> <p>[意見] 「外国において学術研究機関等に相当する者」に該当する者の例（代表的な機関名）をガイドラインの解説に記載していただきたい。</p> <p>[理由] 放送受信者等の個人情報を取り扱う、外国の学術研究機関等というのが、外国のどの機関を主に想定した記載か不明なため。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p>意見 6</p> <p>[意見対象] 第 1 7 条第 2 項第 4 号「第三者に提供される個人データの取得の方法」</p> <p>[意見] 「第三者に提供される個人データの取得または推知の方法」または「第三者に提供される個人データの入手方法」に変更すべき。</p> <p>[理由] ・ガイドライン第 4 2 条で「取得」ではなく、「推知」という表現を使っていることから明らかに、「推知」によって個人データを得ることは「取得」には該当しない。 ・そして、第三者に提供される個人データは、取得によって得られたものだけでなく、「推知」によって得られたものも含まれ得る。 ・とすれば、本人の権利保護の観点からは、「取得」して得られた個人データのみならず、「推</p>	<p>放送分野ガイドライン第 17 条第 2 項は、個人情報保護法第 27 条第 2 項を根拠とする規律であるところ、個人情報保護法第 27 条第 2 項第 4 号は、「第三者に提供される個人データの取得の方法」と規定していることから、放送分野ガイドライン第 17 条第 2 項第 4 号についても、原案どおり、「第三者に提供される個人データの取得の方法」とします。</p> <p>また、第 42 条は放送分野特有の上乗せ規定であり、放送分野特有の上乗せ規定については、本検討会において今後検討することとしており、御意見は、今後の放送分野ガイドライン</p>

<p>知」して得られた個人データについてもその方法を知らしめるべきと考える。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>改正に当たっての参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 7 [意見対象] 3-9-2 保有個人データの開示 [意見] 放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン第23条第3項で、本人に対し、遅滞なく、通知しなければならないとされている「その旨」の範囲につき、明確化をしていただきたい。具体的には、「その旨」の内容が、 (1)「本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部をとらない旨」のみか、それとも、それに加えて (2)「保有個人データは存在するものの、開示しない旨」、「保有個人データが存在しない旨」、「本人が請求した方法による開示が困難である旨」まで含まれるのか について示していただきたい。 [理由] まず、同ガイドライン第23条第3項では「・・・とき、・・・とき、又は・・・ときは、・・・、その旨を通知しなければならない」とされている。そのため、「その旨」とは、「・・・とき」のいずれに該当するかを指すと読める。すると、上記の2つの解釈のうち、(2)の解釈が導ける。 他方、同ガイドライン第26条は、上記(1)の解釈を示唆している。すなわち第26条は、「本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合・・・、その理由を説明するよう努めなければならない」と規定している。そのため、事業者が第23条第3項に基づき通知しなければならないのはあくまで「本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部をとらない旨」のみにとどまり、「・・・措置の全部又は一部をとらない」「理由」の説明は努力義務のみにとどまるように読める。なお、この読み方をした場合、ここでいう「理由」とは、「保有個人データは存在するものの、開示しない」、「保有個人データが存在しない」、「本人が請求した方法による開示が困難である」という内容になる。 以上のとおり、通知の義務を負う内容につき、(1)と(2)のいずれが妥当か不明確である</p>	<p>受信者情報取扱事業者は、放送分野ガイドライン第23条第3項に基づき、①開示請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について開示をしない旨を決定したときは、当該決定をした旨、②開示請求に係る保有個人データが存在しないときは、当該保有個人データが存在しない旨、③本人が請求した方法による開示が困難であるときは、当該方法による開示が困難である旨を通知する必要があります。 また、受信者情報取扱事業者は、放送分野ガイドライン第26条に基づき、本人から請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければなりません。</p>

<p>ため、同ガイドラインの解説にて明らかにしていただきたい次第である。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p>意見 8 [意見対象] 3-9-7 開示等の請求等に応じる手続 [意見] 受信者情報取扱事業者が、本人確認書類をするのに必要な情報（住所、ID、パスワード、会員番号等）を本人が提示する限り、本人は、第三者提供記録の開示を要求する権利を有し、「株式会社マイクロソフトへの提供の事実はあるか」「2021年1月から2022年1月まで第三者に提供した事実はあるか」といったように、想定される第三者や想定される提供時期を本人は特定せずとも、本人は第三者提供記録の開示を要求する権利を行使できるとの理解でよいか。 以上の点が明らかではなかったので、本意見募集への回答又はガイドラインの解説への追記にて明確化をしていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>放送分野ガイドライン第 27 条第 2 項前段は、本人に対し、開示を請求する第三者提供記録の範囲を一部に限定する義務を課すものではなく、また、受信者情報取扱事業者に対し、本人が開示を請求する範囲を限定させる権利を認めるものではありません。このため、本人が、当該本人が識別される個人データに係る第三者提供記録の全ての開示を求めた場合には、受信者情報取扱事業者は、放送分野ガイドライン第 23 条第 5 項で準用される同第 23 条第 2 項及び第 3 項に従って、当該第三者提供記録を開示する必要があります。 放送分野ガイドラインの解説 3-9-7 で上記旨を記載しているところであり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>
<p>意見 9 [意見対象] 3-9-8 手数料 [意見] 1) 実費を勘案して合理的であると認められる範囲内を「手数料」（ガイドライン第 28 条）として受信者情報取扱事業者は本人に請求できると記載してある。この意味は、実費と厳密に一致せずとも、実費と同程度の額又はそれ未満の額であれば、「手数料」を請求できるとの理解でよいか。 2) 実費と同程度の額を超える額を受信者情報取扱事業者が「手数料」として本人に請求した場合、かかる請求のうち、実費と同程度の額を超える部分の請求については本人はその部分を支払わずとも、本人の請求は有効であり、受信者情報取扱事業者は本人の請求に応じる義務</p>	<p>1 について、御理解のとおりです。 2 について、受信者情報取扱事業者は、「実費を勘案して合理的であると認められる範囲」を超えて手数料を徴収することはできません。本人が、受信者情報取扱事業者に対して、「合理的であると認められる」手数料の額を支払っているのであれば、受信者情報取扱事業者は、放送分野ガイドライン第 22 条・第 23 条に従って、利用目的の通知の求め又は開示請求に応じる必要があります。</p>



<p>があるとの理解でよいか。</p> <p>3) 受信者情報取扱事業者が「手数料」の支払いを本人に求めた場合、本人は当該手数料が「実費と同程度の額を超える額又はそれ未満」であることを示す証拠を同事業者が本人に提出するよう求める権利があり、同事業者もかかる請求に応じる義務がある旨、解説に記載していただきたい。</p> <p>[理由]</p> <p>令和2年度改正で本人請求ができる場合が拡充されたことを受けて、手数料を吊り上げることによって本人の請求を妨げようとする考えている事業者もいると耳にしたことがある。また、「1000円+実費」といったように実費以外の金額を手数料名目として請求する運用を採ろうとする事業者もいると聞く。そこで手数料の解釈のあいまいさを排除し、金額を適正化・厳格化することを以て、本人の権利保護を図るべきと考える次第である。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>3について、個人情報保護法及び放送分野ガイドライン上、本人は、受信者情報取扱事業者に対して、手数料の額が「合理的であると認められる範囲」であることを示す証拠の開示を請求することはできませんが、受信者情報取扱事業者が「合理的であると認められる範囲」を超えて手数料を徴収する場合には、個人情報保護法第38条第2項違反として、勧告（個人情報保護法第145条第1項）や命令（個人情報保護法第145条第2項・第3項）の対象となり得ます。</p>
<p>意見10</p> <p>[意見対象]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第32条第3項第2文 第十二条中「漏えい、滅失又は毀損」とあるのは「漏えい」と、・・・読み替えるものとする</li> <li>・ 第16条第1条第1号 以下この項及び次項において「漏えい等」という。</li> </ul> <p>[意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第32条第3項第2文は、以下の通り修正すべきと考える。 第十二条中「漏えい、滅失又は毀損」とあるのは「漏えい等」と、・・・読み替えるものとする</li> <li>・ 第16条第1条第1号は、以下の通り修正されるべきと考える。 第十二条を含め、本ガイドラインにおいて「漏えい等」という。</li> </ul> <p>[理由]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行のガイドライン第12条は、「受信者情報取扱事業者は、その取り扱う放送受信者等の個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の放送受信者等の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない。」である。</li> </ul>	<p>個人情報保護法第42条第3項は、仮名加工情報取扱事業者による仮名加工情報（個人情報であるものを除く。）の取扱いに、個人情報保護法第23条の安全管理措置の規定を準用していますが、個人情報保護法第23条中「漏えい、滅失又は毀損」とあるのは「漏えい」と読み替えるものとされています。これは、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。）の滅失又は毀損によって個人の権利利益が侵害されるおそれは小さいことを踏まえて、「漏えい」と読み替えるものとされたものです。</p> <p>放送分野ガイドライン第32条第3項は、個人情報保護法第42条第3項を根拠とする規律であることから、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漏えい等という用語が同ガイドライン第16条で定義されたことを踏まえ、第12条は、第32条第3項第2文によって、「受信者情報取扱事業者は、その取り扱う放送受信者等の個人データの漏えい等の防止その他の放送受信者等の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない。」と読み替えられるべきと考える。</li> <li>・ また、ガイドライン第16条にて「漏えい等」の定義を行っているが、上述のとおり、第12条においても「漏えい等」という用語は使用されるべきである。そのため、第16条についても併せて修正が必要と考える。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p>意見 11 [意見対象箇所] 7-1-1 氏名又は名称の表示等 [意見] 以下の表示が「第三者の範囲を、当該第三者の全ての氏名又は名称の表示その他の客観的に当該第三者を特定できる方法による表示」に該当するかを「解説」にてご教示いただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 衛星基幹放送業の遂行のための業務委託先</li> <li>2) 当社のプライバシーポリシーに掲げた利用目的（ただし、第三者への提供以外）の達成に必要な取引先</li> <li>3) 当社のグループ会社（海外グループ会社を含む。）</li> <li>4) 当社の子会社（海外子会社を含む。）</li> </ol> <p>[補足説明] ・ 「業務委託契約書」を締結している「業務委託先」と言えども、必ずしも個人情報の保護に関する法律における「委託」先に該当するとは限らず、同意に基づく第三者提供をしている場合もある。より正確に言うならば、提供の法的根拠が「委託」なのか「同意に基づく第三者提供」なのかを事前に社内整理したり記録せずに提供している事例がありうる。そのため、上記1)の例を挙げた次第である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「第三者への提供」（ガイドライン第40条）自体が「利用目的」の場合がある。そのため、「第三者への提供の達成に必要な取引先」という意味不明な文章にならないようにするため、</li> </ul>	<p>放送分野特有の上乗せ規定については、本検討会において今後検討することとしており、御意見は、今後の放送分野ガイドライン改正に当たっての参考とさせていただきます。</p>

<p>2) の例では、「ただし、第三者への提供以外)」という記載を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「グループ会社」の定義をせずに「グループ会社」という表現を用いる事業者もいるため、3) の例を挙げた。</li> <li>・ 「子会社」の定義は、会社法で行われているため、「グループ会社」よりも客観的に明らかである。しかし、資本関係図（どの会社の子会社であることを示した資料）は一般には公開されておらず、「子会社」といっても、本人からするとどの会社が該当するのかは一義的には明らかではない。たとえば、有価証券報告書には、主要な子会社は列挙してあるが、主要でない子会社は列挙されていない。また、日本国内の子会社であれば、「共同利用」に基づく提供を行うことが多いが、外国の子会社に対しては「共同利用」はできない。そのため、4) の例を挙げた。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p>意見 12</p> <p>[意見対象]</p> <p>第 4 1 条第 1 号</p> <p>「暗号を用いた方法その他の通信の当事者以外の者がその内容を復元できないようにする方法」</p> <p>[意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」（ガイドライン第 16 条第 1 項第 1 号かっこ書）と「暗号を用いた方法その他の通信の当事者以外の者がその内容を復元できないようにする方法」（第 4 1 条第 1 号）は同じか否かをご教示いただきたい。</li> </ul> <p>仮に異なる場合、どのように異なるのかを具体的に「解説」にてご説明いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「暗号を用いた方法その他の通信の当事者以外の者がその内容を復元できないようにする方法」が、個人情報の保護に関する法律第 2 条第 9 項の定める「特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し・・・、当該個人情報を復元することができないよう」にすることと同じか否かをご教示いただきたい。</li> </ul> <p>仮に異なる場合、どのように異なるのかを具体的に「解説」にてご説明いただきたい。</p> <p>[理由]</p> <p>関連法規で用いられている類似概念の差の有無を確認することを以て、法及びガイドラインの正確な理解に基づく法令順守を実現するため。</p>	<p>放送分野特有の上乗せ規定については、本検討会において今後検討することとしており、御意見は、今後の放送分野ガイドライン改正に当たっての参考とさせていただきます。</p>

<p style="text-align: right;">【個人】</p> <p>意見 13  [意見対象]  第 4 1 条第 2 号  「当該個人情報が発信されるようにするために当該放送番組において送信される情報の検証」  [意見]  上記箇所を以下の表現に変更すべきと考える。  「当該個人情報を発信させるプログラムで当該放送番組において送信されるものの有無及び内容の検証」  [理由]  ・ 当該個人情報を送信させるのは、「情報」ではなく、プログラム（仕込まれたソースコード）と考えられる。  ・ また、「当該個人情報が発信されるようにするために」という表現では、放送事業者等が発信を「意図」している場合のみを指すと解釈するのが自然である。しかし、解説の 7-2 受信機に記録された個人情報によれば、「放送事業者等が気づかないうちに」と記載されており、かかる解釈を採らない旨記載がある。ガイドラインのみを読み誤解する事業者が生じないようにすべく、ガイドラインと「解説」を整合させるべく、「ガイドライン」の表現を修正すべきと考えた。そこで、「当該個人情報を発信させるプログラム・・・」という表現の変更を提案した次第。  <p style="text-align: right;">【個人】</p></p>	<p>放送分野特有の上乗せ規定については、本検討会において今後検討することとしており、御意見は、今後の放送分野ガイドライン改正に当たっての参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 14  [意見対象]  第 4 2 条第 4 項  「本人の求めに応じてその取得を停止することにし、」  [意見]  「本人の求めに応じてその取得を停止し、取得した視聴者特定視聴履歴を利用停止又は削除し、」に修正すべきと考える。  仮に利用停止又は削除が不要な場合、本人保護に欠けない理由を説明していただきたい。  [理由]</p>	<p>放送分野特有の上乗せ規定については、本検討会において今後検討することとしており、御意見は、今後の放送分野ガイドライン改正に当たっての参考とさせていただきます。</p>

令和2年度改正において本人の権利保護強化として利用停止等を求める権利が拡充されたことを鑑みると、単なる新規の取得停止では、日本の個人情報・プライバシー保護規制全体で、視聴者特定視聴履歴についてだけ本人保護に欠けるように見える。そのため、令和2年度改正の趣旨に沿って上記の通り修正することを提案する次第。

【個人】